

大仙市上下水道局制度改正説明会

とき：平成31年3月27日（水）14：00～

ところ：大仙市大曲交流センター講堂

次 第

1. あいさつ
2. 漏水減免に関する取扱規程について
3. 下水道定額制使用料から従量制使用料への
移行について
4. 下水道接続促進事業補助金の新設について
5. その他



大仙市上下水道局 経営管理課・下水道課

漏水減免について

説明内容

1. 主な変更点について
2. 管理区分について
3. 減免対象について
4. 減免対象外について
5. 推定使用水量の認定について
6. 減免の対象期間について
7. 申請期限について
8. その他

漏水減免について

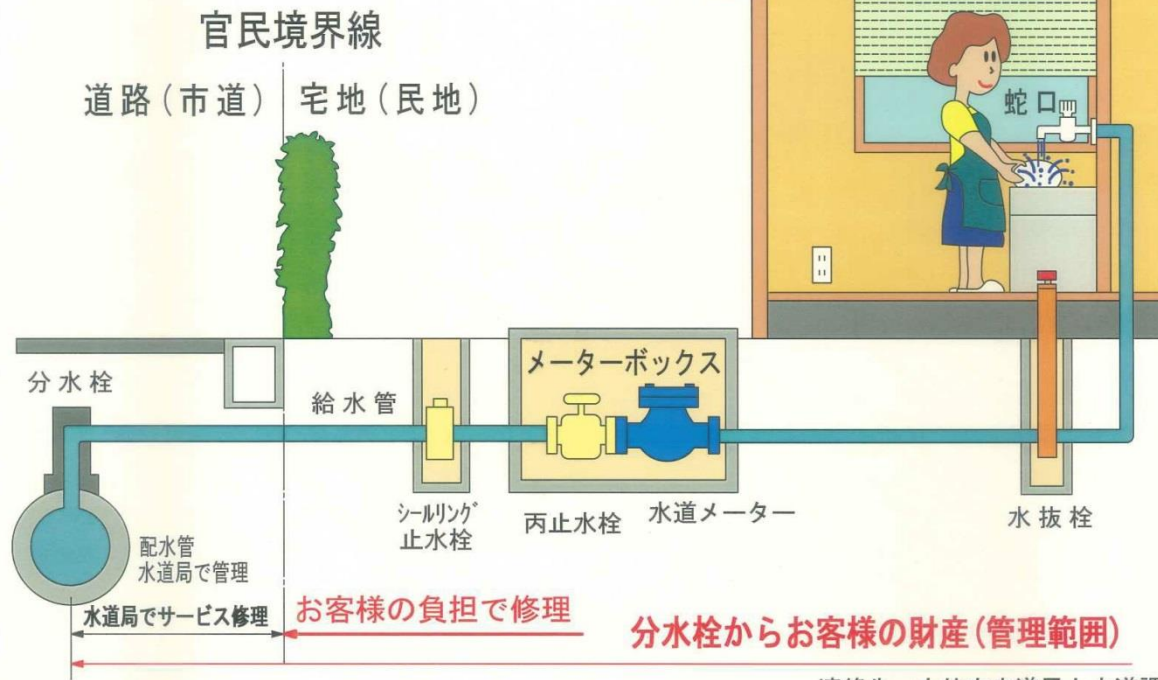
1. 主な変更点について

- 水道料金と下水道等使用料併せて明記
- 漏水減免の明確化
- 凍結漏水を減免要件に追加
- 一般家庭における認定水量の上限を明記
- 減免期間と申請期限を新たに規定
- 官公署等団体の漏水減免を追加
- 修理報告書から使用者による減免申請に変更

漏水減免について

2.管理区分について(水道)

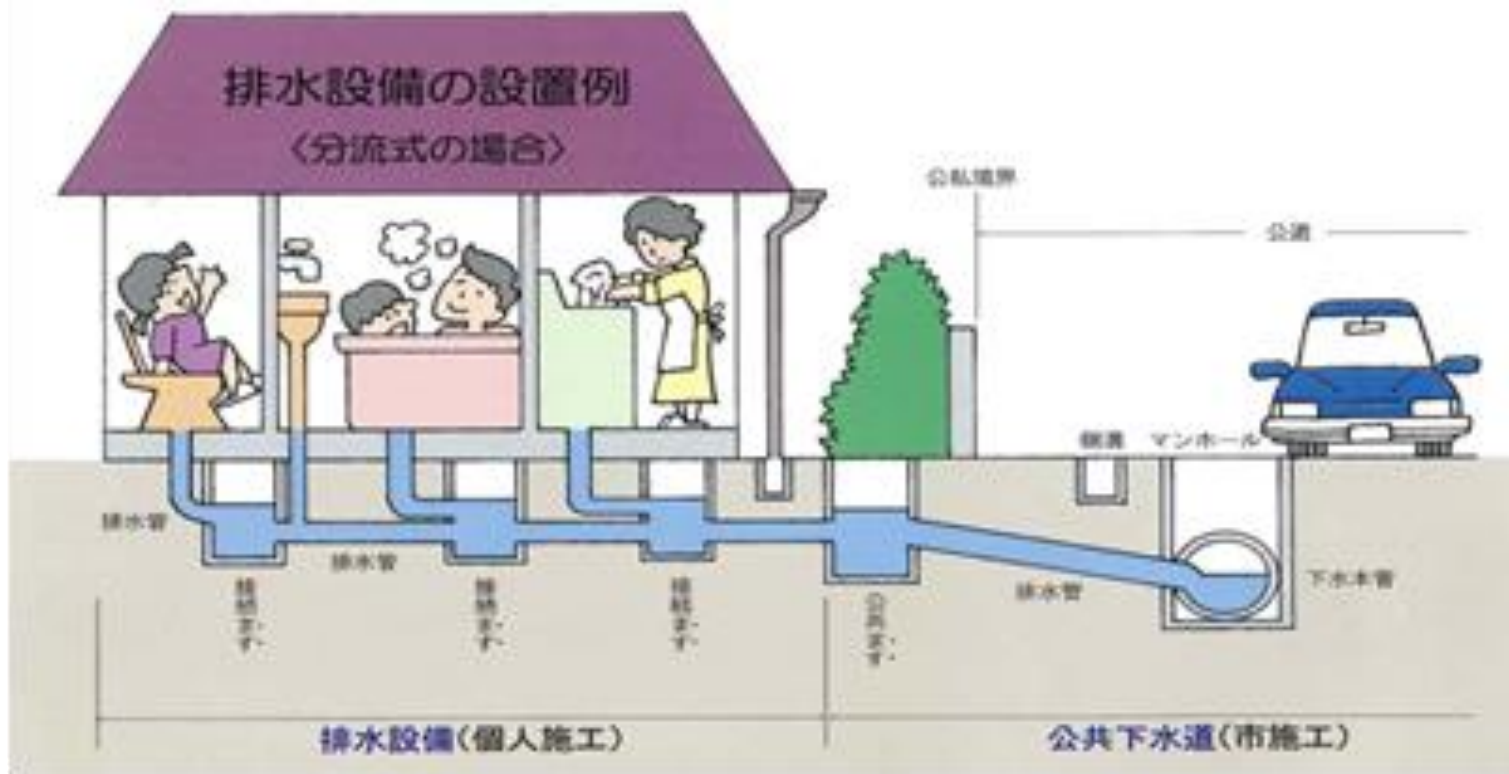
お客様が管理者です。



連絡先：大仙市水道局上水道課
TEL：0187-63-1111（内線125）

漏水減免について

2.管理区分について(下水道)



漏水減免について

3.減免対象について

- 善良な管理を行っても発見することが困難な給水装置等からの漏水。かつ、推定漏水量が10立方メートルを超えるとき。

漏水減免について

4.漏水減免対象外について

- 故意又は工事等の重大な過失による漏水
- 給水装置等の維持管理義務を怠ったとき
- 漏水の事実を気づきながら1年以上放置した場合
- 指定給水装置工事事業者以外の者が給水装置等を工事した場合
- 新設の給水装置で完成検査後2年に満たないとき
- 漏水した水が下水道等へ流入した場合の下水道使用料
- 水道料金並びに下水道等使用料に未納がある者
(ただし、未納解消した者又は納付約束した者を除く)

漏水減免について

5.推定使用水量の認定について

- 定例検針により漏水が判明したときは推定漏水量の2分の1に推定使用水量を加えた水量
- 積雪等により検針ができない期間があり、検針再開後の漏水にあつては、推定漏水量の $(2+n※)$ 分の1に推定使用水量を加えた水量
 - ※nは検針できなかった月数
- 一般家庭において、前項の規定により算出した水量が推定使用水量の6倍を超えるときは推定使用水量の6倍を上限とする。ただし、推定使用水量の6倍が60立方メートルに満たないときは、60立方メートルを上限とし、推定使用水量が360立方メートルを超えるときは、360立方メートルを上限とする。
- 下水道等使用料算定の対象とする認定水量は、推定使用水量とする

漏水減免について

6.減免の対象期間について

- 推定漏水水量が最も増加したと認められる1月分とする。

7.申請期限について

- 漏水修理工事完了後、30日以内に管理者へ申請しなければならない。

※提出先:上下水道お客様センター

漏水減免について

8.その他(1/2)

- 推定漏水量が基準(10立方米メートルを超える)を満たしているかの判断は、「水道料金・下水道使用料のお知らせ」により確認。又は水道等使用者本人が直接上下水道お客様センター(tel: 0187-62-2333)にお客様番号を伝えたくて、確認するようにしてください。
- やむを得ず施工者が問い合わせる場合には、上下水道お客様センターに会社名、指定給水装置工事事業者番号、対象者情報(お客様番号、住所、氏名)を伝えたくて、推定漏水量を確認してください。

漏水減免について

8.その他(2/2)

- 漏水減免申請を行う上で、水道使用者等とのトラブル避けるため、事前に漏水減免申請に係る経費の説明をしてください。
- 漏水減免申請作成にあたり、記載内容や添付資料が整備されているか確認してください。
 - ①原因や修理内容が分かりやすく記載されているか
 - ②略図について、建物等の間取りと修理個所の関係が分かるようになっているか
 - ③写真について1～5が添付されてるか